

## 平成30年度事業報告

自平成30年 4月 1日

至平成31年 3月31日

本年は、近年になく多くの事業の委託を受けた。そのうち、最も大きな事業は、徳島地方法務局からの所有者不明土地に関する相続人調査業務であった。

平成30年11月15日、法務省及び国土交通省が所管する「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）の一部が施行され、法務省関連の制度が施行された。この特別措置法では、法務省関連の制度として、登記官が、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、亡くなった方の法定相続人等を探索した上で、職権で、長期間相続登記未了である旨等を登記に付記し、法定相続人等に登記手続を直接促すなどの不動産登記法の特例が設けられた。

この事業のうちの一部である法定相続人を調査し、現在の法定相続人を確定するという業務は、膨大な作業量であるため、法務局内部で行うのではなく、全国一斉に各地方方法務局を単位として一般競争競争入札により事業委託をすることとなった。当協会は、昨年11月にこの入札に参加し、徳島地方法務局との間で業務委託契約を締結した。契約上の調査人数は1000名の登記名義人であり、業務完了日は一部延長されたため、担当社員46名にて現在もまだ作業中である。

次に大きな作業としては、徳島県東部県土整備局からの相続人調査業務であった。これは平成29年度に一度簡易な調査を行っているが、本年度は再度同一案件について現在の相続人の住所及び氏名並びに法定持分まで確定する作業であった。対象不動産14筆に対し担当社員14名にて行い、関係する親族人数が約800人もあり、共有状態の土地、相続関係説明図の作成等、人数が多いのと全体を統一的な基準によってまとめることに腐心したが、2月末日をもって納品することができた。

以上の他、例年依頼を受けている公共団体からは、少ないものの、同程度の依頼を受け業務を行った。

## 1. 事業部

(1) 本年度における具体的な受託実績は、後記の官公署関係受託表、支部別受託表及び過去の受託件数と報酬額のとおりである。

これによると、昨年度の受託件数等は、前年に比べ少し増加しているが、依然として少ないものである。

ただし、本件度は多くの業務を受託しており、その作業も行っているため、事件の集計上の数値は来年度に表れるものである。

(2) 当協会が実施及び参加した主たる事業及び会議等は、下記のとおりである。

平成30年	4月11日	徳島県司法書士会入会説明
	19日	監査会、第1回理事会
	5月18日	徳島県司法書士会入会説明
	26日	定時社員総会、第3回理事会
	31日	徳島県司法書士会入会説明
	6月15日	第4回理事会、業務会議
	7月6日	全司協第32回定時総会
	24日	用地事務研修Ⅰ<講師派遣>
	8月2日	徳島県司法書士会入会説明
	28日	徳島県南部総合県民局業務相談
	9月7日	公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 定時社員総会
	12日	徳島県東部県土整備局業務打ち合わせ、成果品チェック
	19日	成果品チェック
	11月29日	第5回理事会
	12月14日	徳島県司法書士会理事会（合同役員会）
	18日	法務局相続人調査業務打ち合わせ〔法務局〕
	19日	法務局相続人調査業務打ち合わせ〔役員〕
	20日	法務局相続人調査業務打ち合わせ〔サトシ事務機〕
	21日	業務説明会（第1日目）
	23日	業務説明会（第2日目）
平成31年	1月31日	業務説明・引継
	3月2日	後藤田正純代議士を囲む新春の集い

## 2. 総務経理部

当協会の平成30年度（平成30年4月1日から同31年3月31日まで）における財務諸表は、別紙における貸借対照表、正味財産増減内訳書、収支計算書、財産目録のとおりである。

冒頭にて説明したとおり、本年度は特に法務局相続人調査業務の委託を受け、その作業に多くの時間と費用を費やすこととなった。そのため、徳島県司法書士会へ例年の事務委託に加えて別に増大する分の事務委託を行った。その費用が非常に大きなものとなった。

そのため、当協会の公益目的支出金の残金をすべて支出することとなり、前年の支出計画が早まり、本年をもって終了することとなった。

担当理事は、月次の会計チェックを行った。

また、これらの財務諸表及び業務の監査については、別紙のとおり、監事からの監査を受けている。